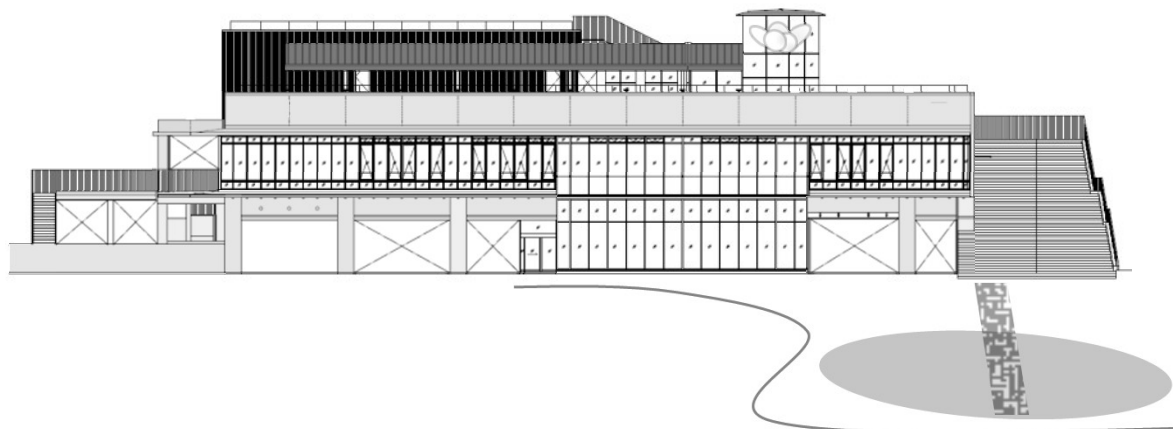


大船渡市防災観光交流センターに係る 津波避難誘導マニュアル(案) 【 指定管理者版 】

※避難は「命を守る行動」であるため、津波避難誘導にあたっては、本マニュアルに記載した活動を優先すること。



令和 8 年 6 月 指定管理者：一般社団法人大船渡市観光物産協会作成

【目次】

1. はじめに
2. 津波避難誘導
3. その他

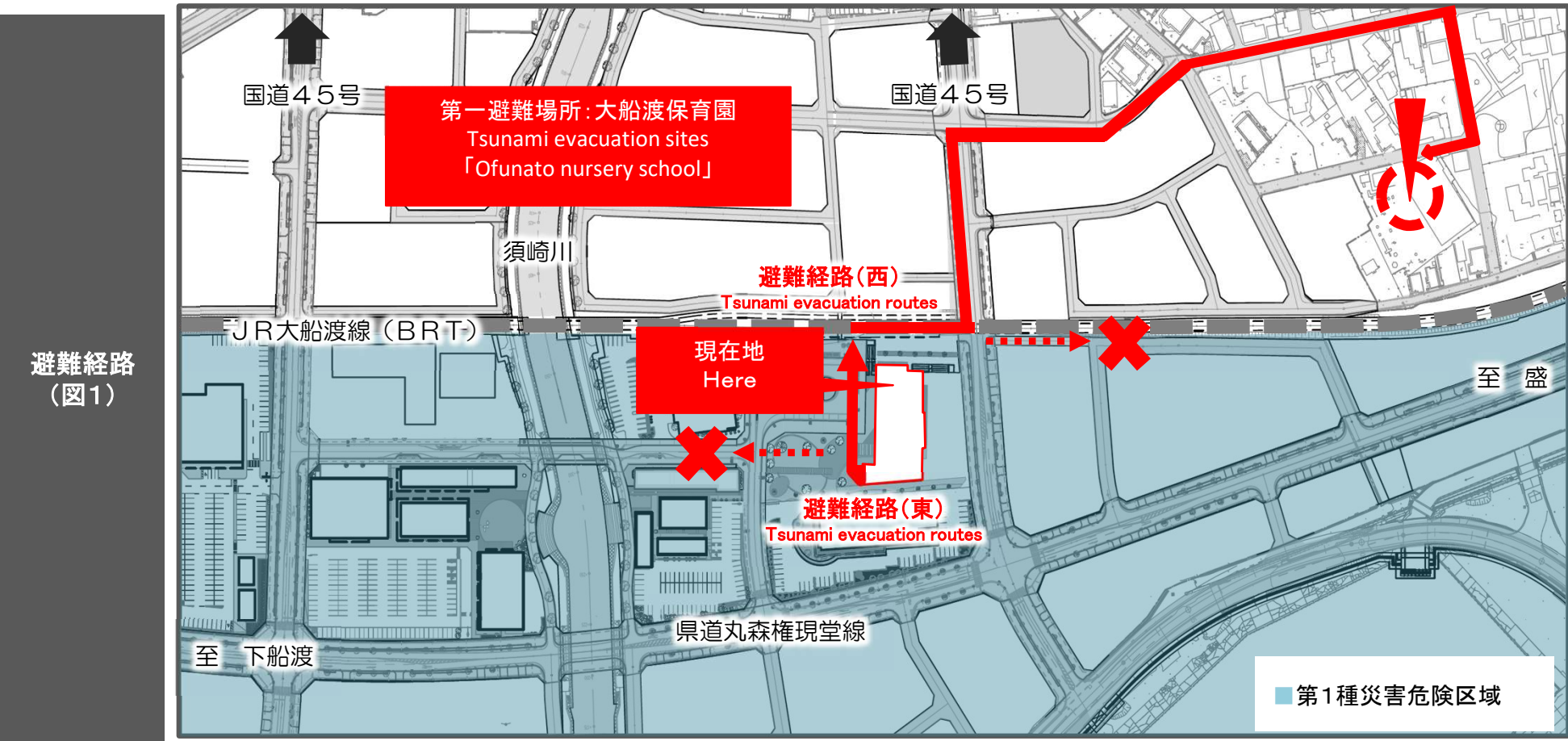
1. はじめに

(1) 前提の確認

趣旨	本マニュアルは、大船渡市内において「震度5以上の地震」が観測され、津波発生のおそれがある状況下での、大船渡市防災観光交流センターにおける初動を開始するものであり、津波災害から施設利用者及び指定管理業務等従事者の命を守る避難誘導を実現するため、まとめたもの。	
避難誘導の基本的な考え方	避難誘導にあたり余裕時間はほとんど無いことから、可能な限り即時避難を原則とし、避難誘導を行う者（以下「誘導者」という。）は、避難誘導を受ける者（以下「対象者」という。）に対して、各々が自らの命を守ることを指示し、次に適切な避難先及びそれに至る避難経路を指示しつつ、誘導者自らも避難することのみに専念すること。	
避難誘導の対象者	施設1～2階の屋内利用者及び3階以上の屋外利用者 ※本マニュアルは、誘導者数が最大時のものをまとめたもの。誘導者数が少数の場合は避難誘導のみに専念すること。	
避難誘導に関する原則（前提）	避難誘導者	①迅速な避難誘導体制の構築と一人でも多くの命を守るため指定管理者は、指定管理者から委託を受けた者と連携し避難誘導を行うこと。 ②避難誘導の際の事故等に備えるため、可能な限り身の安全を確保し、二人一組での行動を基本とすること。 ③利用者の安否及び施設の安全確認、避難誘導を最優先とし、貴重品等の持出しに時間を割かないこと。
	開始	津波予報区(岩手県)における津波警報又は津波注意報(以下「津波警報等」という。)の受信をもって、避難準備を開始し、大津波警報の受信をもって、避難誘導を開始する。(状況等に応じて、誘導者の判断を優先する)
	終了	対象者を、大船渡保育園へ誘導したことをもって避難誘導の責務を解くものとする。
避難誘導に関する原則	初動	誘導者及び対象者の安否確認をしつつ、同者に対して「地震が発生したこと」及び「情報収集中であり今後の津波情報等に注意すること」を告知するとともに、施設内避難経路について、目視等により短時間で安全確認をすること。
	避難誘導の基本	対象者に対して、「職員の指示に従って冷静に行動すること」及び「車両での避難はしないこと」を告知しつつ、可能な限り短時間で、円滑に避難させること。 なお、避難誘導に従わない者がいる等の各種トラブルにより、避難誘導全体に影響させないようにすること。

避難誘導に関する原則	要配慮者に係る避難支援	対象者のうち、乳幼児、車イス利用者、目が不自由な者、耳が不自由な者、外国人、負傷している者等の要配慮者に係る避難支援については、誘導者が行うのではなく、同伴者（親、介助者を含む）に依頼すること。 なお、同伴者が見当たらない場合は、対象者のうち体力がありそうな者に依頼すること。
	掲示物の設置	避難誘導を始める前に、屋内の出入り可能な場所に、少なくとも以下の事項を掲示（多言語対応）するとともに、封鎖すること（避難完了後に施設内残留者が生じた場合を想定し施錠しない）。 ※掲示物については、P14(2)告知文例を参照。
事前の備えに関する原則	【前提事項関連】 ①津波警報等の受信方法は、防災無線、テレビ、ラジオ等とし、当該情報を受信した者が誰であっても、避難誘導を開始できるようにしておくこと。 ②地域防災計画等の関連計画について、理解を深めておくこと。 ③マスターキー管理者が不在の場合に備えて、予備のマスターキーを作製し、管理場所については全誘導者が把握しておくこと。	
	【初動関連事項】 ①平時より、誘導者の役割分担を確認しておくこと。 ②屋内に出入り可能な場所への掲示物（多言語対応）について、迅速、かつ、容易に掲示可能な仕様を考慮し、作成しておくこと。	
	【避難誘導関連事項】 平時より、避難誘導時の定型告知事項をまとめ、多言語化したパネルを準備しておく等、円滑な避難誘導を達成できるように努めておくこと。	
その他	①平時における利用者及び市民等に対する周知 平時より、利用者に対して、津波警報等発令時には上記の取扱いとする旨周知に努めること。 ②津波避難訓練の実施 ア. 避難誘導の対象者数を施設の最大利用可能人数とし、年1回以上実施すること。 イ. 避難経路は、複数パターン設定しておくこと。	

1. はじめに



【参考: 津波警報・注意報の種類(気象庁HPより)】

種類	発表される津波の高さ (津波の高さ予想の区分)	想定される被害と取るべき行動
大津波警報	10m超 (10m<予想高さ)	・木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる ・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台等安全な場所へ避難すること
	10m (5m<予想高さ≤10m)	
	5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	3m (1m<予想高さ≤3m)	・標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生し、人は津波による流れに巻き込まれる ・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台等安全な場所へ避難すること
津波注意報	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	・海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する ・海の中にいる人は、ただちに海から上がり、海岸から離れること

1. はじめに

(2) 平時における備え

物品	①ヘルメット、電池式ラジオ		・配置場所:各事務所（ラジオ）1階事務所テレビ棚 2階事務所カウンター
	②持ち出し物品（貴重品）		・内容物:金銭、通帳、印鑑、書類、データ
			・配置場所:1階事務所金庫内等 / 2階事務所倉庫内
	③マスターキー	1	・配置場所:1階事務所金庫前引出
		2	・配置場所:2階事務所貸館担当机上
		予備	・配置場所:1階事務所金庫前引出
④屋内に出入り可能な場所への掲示物		・配置場所:1階及び2階事務所カウンター下（持出しやすい場所）	
⑤津波避難誘導パネル ※耳が不自由な人及び外国人向け		【パネル文例:津波警報等が発令】 ・①津波注意報／②津波警報／③大津波警報が発令されました （①A tsunami advisory／②A tsunami warning／③A major tsunami Warning was issued.） ・大船渡保育園に避難します （We must evacuate to Ofunato nursery school.） ・職員の指示に従って、冷静に行動してください （Behave calmly and follow,the instructions of the emergency staff members.） ・歩いて避難します、車で避難しないでください （Leave your car and evacuate on foot.）	
体制づくり	指定管理業務等従事者		・日々、誰がA～Mの役割（後述）を担うか確認しておくこと
	利用者及び市民等に対する周知		・津波警報等発令時における円滑な避難を実現するため、以下を例として周知に努めること 例1 利用申請時に、利用の前提として、第1種災害危険区域内に位置する施設であることや、津波警報等発令時の避難に関する事項等について、利用者に同意いただく 例2 ホームページや利用者向け配布書類、施設内の掲示物等に、本マニュアルの抜粋情報を掲載する

2-1. 津波避難誘導＞概要

(1)地震発生時の行動

- ① 丈夫なテーブルの下に身を隠し、テーブルの脚を持ち、頭を保護する
- ② (①が不可の場合)物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所(要事前確認)に移動し、低い姿勢をとり、カバン等で頭を保護する
- ③ (①②が不可の場合)低い姿勢をとり、カバン等で頭を保護する

(2)津波避難誘導の概要(地震発生後) ※津波警報等発令時、施設等の安全が確保されている場合は避難準備及び周知に努める。

職員	平時の勤務場所	津波避難誘導(別途図解)			
		1. 地震発生後(初動)	2. 津波警報等または大津波警報が発令	3. 自らの避難	職員cが「屋上への避難」を指示した場合
A B・C D・E・F	1階事務室	①1階事務室 ・1階職員の安否確認 ・職員Bに館内放送の指示 ⇒全利用者に安全確保の指示 ⇒2階職員に、2階以上の利用者の安否確認及び施設の安全確認の指示 ・職員C～Fに1階利用者の安否確認及び施設の安全確認を指示 ※2階以上:職員Bが館内放送にて安否確認等指示 ・テレビ、ラジオ等による情報収集 ※震源地を正確に把握すること ・職員C・Dから1階、職員Gから2階以上の利用者の安否確認及び施設の安全確認報告待ち	②1階事務室 ・職員Bに館内放送による「避難開始」の指示 ・職員B、Cに屋外大階段下 及び3階 への看板設置と海の状況確認指示 ・職員Dに貴重品確保の指示 ・職員Eに非常持出袋確保の指示 ・職員Fに1階出入口への必要事項の掲示と手動切換えによる避難経路の確保を指示 ・職員D・Eから貴重品等確保、Fから避難経路確保の報告待ち ③1階ピロティ(西)へ移動 ・1階利用者に「避難場所まで避難誘導すること」を告知、1階残留者無しの状態にする	④避難場所へ避難誘導 ・利用者を大船渡保育園へ誘導 ⑤避難場所へ移動 ・誘導完了後、職員B・D・Gから施設利用者及び全職員の避難状況報告待ち	・避難経路(西)を通じて避難中の場合は、そのまま避難 ・施設内にいる場合は、避難経路(西・東)を通じて避難するか、屋上広場へ避難するか、自ら判断
		①1階事務室(B) ・職員Aからの指示で全利用者に館内放送による安全確保の指示 ・2階職員に、館内放送による2階以上の利用者の安否確認及び施設の安全確認の指示 ②1階男子トイレ・駐輪場・倉庫等へ移動(C) ・職員Aからの指示で1階利用者の安否確認及び施設の安全確認(確認後職員Aへ報告)	③1階事務室へ移動(B) ・職員Aからの指示で館内放送による「避難開始」の指示。終了後、職員Cと合流。 ④屋外大階段へ移動(C) ・職員Aからの指示で屋外大階段下に必要事項を説明する看板を設置 ・海の状況を確認 ※津波が防潮堤を越える可能性を感じた場合は「波が防潮堤を超えるおそれあり！屋上広場へ避難！」の旨大声で指示	⑤2階出入口(東)へ移動(B)※Cと合流 ・2階出入口(東)に必要事項掲示、封鎖(施錠しない)されていることを確認 ・2階出入口(西)に必要事項掲示、開放されていることを確認し、自主避難者と共に大船渡保育園へ誘導 ⑥避難場所へ移動 ・誘導完了後、職員Bは職員Aへ避難状況報告	
		①1階観光交流スペース(D)、女子トイレ・多目的トイレへ移動(E・F) ・職員Aからの指示で1階利用者の安否確認及び施設の安全確認(確認後職員Dは職員Aへ報告)	②1階事務室へ移動(D・E) ・職員Aからの指示で貴重品(D)及び非常持出袋(E)の確保(確保後職員Aへ報告) ③1階観光交流スペースへ移動(F) ・1階出入口(西及び東)に必要事項掲示、(東)封鎖(施錠しない)、(西)開放し避難経路確保(確保後職員Aへ報告) ④1階ピロティ(西)へ移動 ・1階利用者に「避難場所まで避難誘導すること」を告知、1階ピロティ(西)に誘導する	⑤避難場所へ避難誘導 ・利用者を大船渡保育園へ誘導 ⑥避難場所へ移動 ・誘導完了後、職員Dは職員Aへ避難状況報告	

2-1. 津波避難誘導＞概要

(2) 津波避難誘導の概要(地震発生後) **※ 津波警報等発令時、施設等の安全が確保されている場合は避難準備及び周知に努める。**

職員	平時の勤務場所	津波避難誘導(別途図解)			
		1. 地震発生後(初動)	2. 津波警報等または大津波警報が発令	3. 自らの避難	職員Cが「屋上への避難」を指示した場合
G	2階事務室	①2階事務室 ・2階職員の安否確認 ・館内放送の指示で各職員へ指示 ⇒職員Hに3階以上の利用者の安否確認及び施設の安全確認を指示 ⇒職員I～Mに2階利用者の安否確認及び施設の安全確認を指示 ・テレビ、ラジオ等による情報収集 ※震源地を正確に把握すること ②2階コラボストリートへ移動 ・職員H・I・Kから2階以上の利用者の安否確認及び施設の安全確認等報告待ち(報告後、屋内階段の安全を確認し、職員Aへ報告)	③2階コラボストリート ・館内放送の指示で各職員へ指示 ⇒職員I・Jに2階出入口へ必要事項の掲示とドアの手動切換えによる避難経路の確保を指示 ⇒職員H、K～Mに貴重品確保の指示 ・職員Iから避難経路確保、Kから貴重品等確保の報告待ち ④1階屋外階段(西)下へ移動 ・職員H、I～Mに2階利用者に「避難場所まで避難誘導すること」を告知、2階残留者無しの状態とし、1階屋外階段(西)への誘導を指示 ・屋内階段の安全が確認された場合、または、2階出入口からの避難が困難な場合は、1階出入口からの避難誘導を指示。	⑤避難場所へ避難誘導 ・利用者を大船渡保育園へ誘導 ⑥避難場所へ移動 ・誘導完了後、職員H・I・Kから避難状況報告待ち ・避難状況について職員Aへ報告	・避難経路(西)を通じて避難中の場合は、そのまま避難 ・施設内にいる場合は、避難経路(西・東)を通じて避難するか、屋上広場へ避難するか、自ら判断
		①屋外大階段から3階へ移動 ・職員Gからの指示で3階以上の屋外利用者の安否確認及び施設の安全確認 ・3階以上の屋外利用者に「1階ピロティ(西)で待機」の旨伝え、3階以上残留者無しの状態にする(確認後職員Gへ報告)	②2階事務室へ移動 ・職員Gからの指示で貴重品(マスターキー2)の確保 ③1階屋外階段(西)下へ移動 ・職員Gからの指示で2階利用者に「避難場所まで避難誘導すること」を告知、1階屋外階段(西)に誘導する	④避難場所へ避難誘導 ・利用者を大船渡保育園へ誘導 ⑤避難場所へ移動 ・誘導完了後、職員Hへ報告	
		①2階各施設・トイレへ移動 ・職員Gからの指示で職員K～Mと2階利用者の安否確認及び施設の安全確認(確認後職員Iは職員Gへ報告)	②2階コラボストリートへ移動 ・職員Gからの指示で2階出入口(西及び東)に必要事項掲示、ドアの手動切換え(東)封鎖(施錠しない)、(西)開放し避難経路確保(確保後職員Iは職員Gへ報告) ③1階屋外階段(西)下へ移動 ・職員Gからの指示で2階利用者に「避難場所まで避難誘導すること」を告知、1階屋外階段(西)に誘導する	④避難場所へ避難誘導 ・利用者を大船渡保育園へ誘導 ⑤避難場所へ移動 ・誘導完了後、職員Iは職員Gへ避難状況報告	
		①2階各施設へ移動(2階出入口周辺含む) ・職員Gからの指示で職員I・Jと2階利用者の安否確認及び施設の安全確認(確認後職員Kは職員Gへ報告)	②2階事務室へ移動 ・職員Gからの指示で貴重品及び非常持出袋の確保(確保後職員Kは職員Gへ報告) ③1階屋外階段(西)下へ移動 ・職員Gからの指示で2階利用者に「避難場所まで避難誘導すること」を告知、1階屋外階段(西)に誘導する	④避難場所へ避難誘導 ・利用者を大船渡保育園へ誘導 ⑤避難場所へ移動 ・誘導完了後、職員Kは職員Gへ避難状況報告	

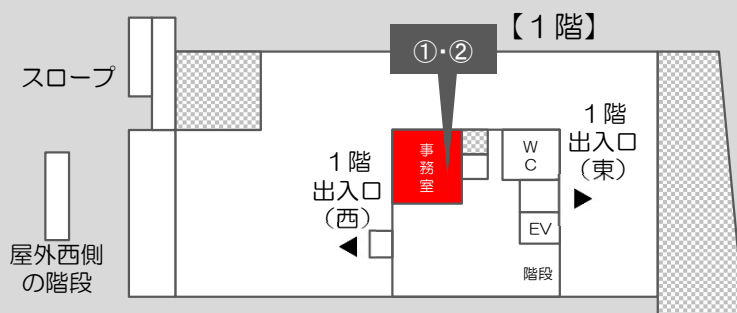
1. 地震発生後(初動)・・・1階

①1階事務室

- ・1階職員の安否確認
- ・職員Bに館内放送の指示
- ・職員C～Fに1階利用者の安否確認及び施設の安全確認の指示
※2階以上:職員Bが館内放送にて安否確認等指示
- ・防災無線、テレビ、ラジオ、スマートフォンによる情報収集
- ・職員C・Dから1階、職員Gから2階以上の利用者の安否確認及び施設の安全確認報告待ち

【初動の指示】

- ・職員は、1階利用者の安否確認と施設の安全確認をしてください！
- ・2階利用者の安否確認と施設の安全確認のため、館内放送での指示をしてください！



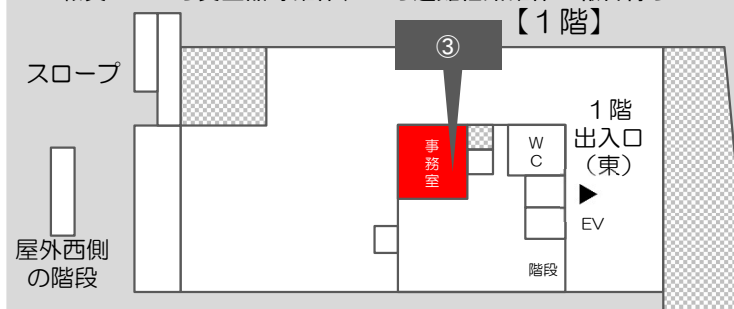
- 活動範囲
- 非活動範囲 (管理用施設)

2-1. 津波警報等または大津波警報が発令・・・1階

②1階事務室

- ・職員Bに館内放送の指示
- ・職員Cに屋外大階段下への看板設置と海の状況確認指示
- ・職員Dに貴重品確保の指示
- ・職員Eに非常持出袋確保の指示
- ・職員Fに1階出入口の必要事項の掲示と手動切換えによる避難経路の確保を指示

- ・職員D・Eから貴重品等確保、Fから避難経路確保の報告待ち



【●●発令後の指示】

- ・●●発令！館内放送により速やかに利用者を1階ピロティ(西)へ誘導し、避難を呼びかけてください。
- ・非常持出袋と貴重品を確保してください。
- ・屋外大階段下への看板設置と海の状況確認をしてください。
- ・1階出入口に必要事項の掲示と手動へ切換えをしてください。

- 活動範囲
- 非活動範囲 (管理用施設)

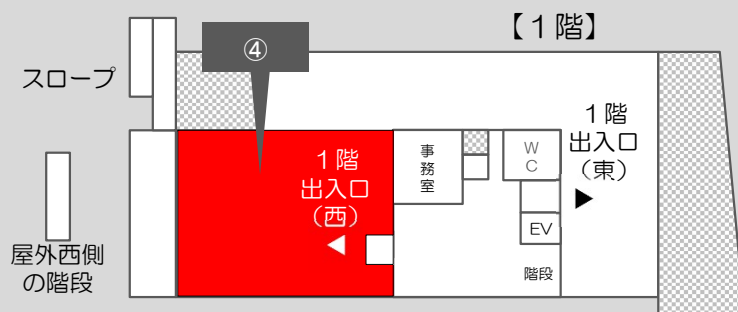
2-2. 津波警報等または大津波警報が発令・・・1階

③1階ピロティ(西)へ移動

- ・1階利用者に「避難場所まで避難誘導すること」を告知、1階残留者無しの状態にする
※出入口(西)が通れない場合は、出入口(東)から避難する

【告知の例】

- ・●●発令！大船渡保育園に避難します！
- ・職員の指示に従って、冷静に行動してください！
- ・歩いて避難します！
- ・車で避難しないでください！道路が渋滞し、避難の妨げになります！



- 活動範囲
- 非活動範囲 (管理用施設)

3. 自らの避難

④避難場所へ避難誘導

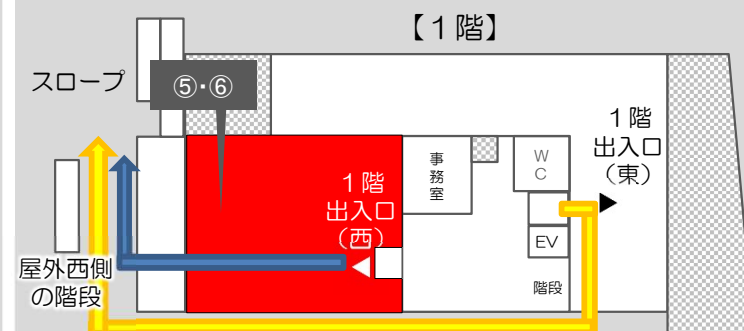
- ・利用者を大船渡保育園へ誘導

⑤避難場所へ移動

- ・誘導完了後、職員B・D・Gから施設利用者及び全職員の避難状況報告待ち

【告知の例】

- ・●●発令！大船渡保育園に避難します！
- ・職員の指示に従って、冷静に行動してください！
- ・歩いて避難します！
- ・車で避難しないでください！道路が渋滞し、避難の妨げになります！



- 活動範囲
- 非活動範囲 (管理用施設)
- 避難誘導路
- 出入口(西)が通れない場合

■職員Cから「屋上広場へ避難！」の旨指示があった場合

- ・避難経路(西)を通じて避難中の場合は、そのまま避難
- ・施設内にいる場合は、避難経路(西)を通じて避難するか、屋上広場へ避難するか、自ら判断 ※出入口(西)からの避難が不可の場合は、出入口(東)を通じて避難する。

2-2. 津波避難誘導＞職員B(災害対策本部副隊長)・C(避難誘導班)

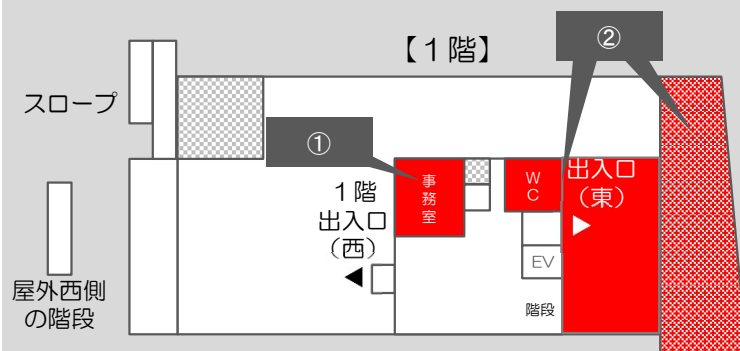
1. 地震発生後(初動)・・・1階

①1階事務室(B)

- ・館内放送により全利用者に安全確保の指示及び2階職員に利用者の安否確認等を指示

②1階男子トイレ・倉庫等へ移動(C)

- ・職員Aからの指示で1階利用者の安否確認及び施設の安全確認(確認後職員Aへ報告)



【館内放送の例】

- ・揺れが収まりました。職員は施設の安全と残留者の有無、負傷者の安否確認を行ってください。また、テレビ、ラジオによる情報収集を行ってください。

【報告の例】

- ・1階利用者の安否確認及び施設の安全確認完了。異常はありません！

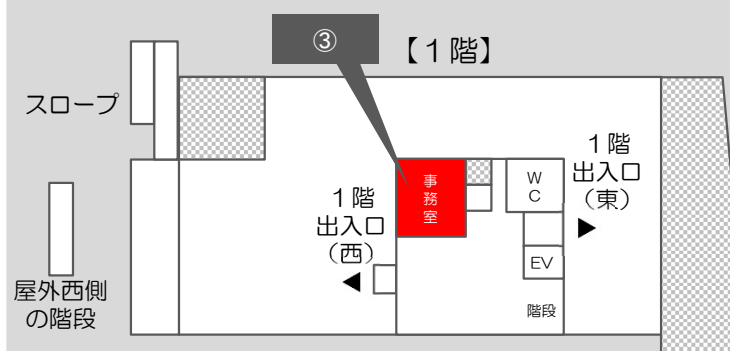
活動範囲

非活動範囲
(管理用施設)

2-1. 津波警報等または大津波警報が発令・・・1階

③1階事務室(B)

- ・館内放送により「避難開始」の指示



【告知の例】

- ・●●発令！大船渡保育園に避難します！
- ・職員の指示に従って、冷静に行動してください！
- ・歩いて避難します！車で避難しないでください！道路が渋滞し、避難の妨げになります！

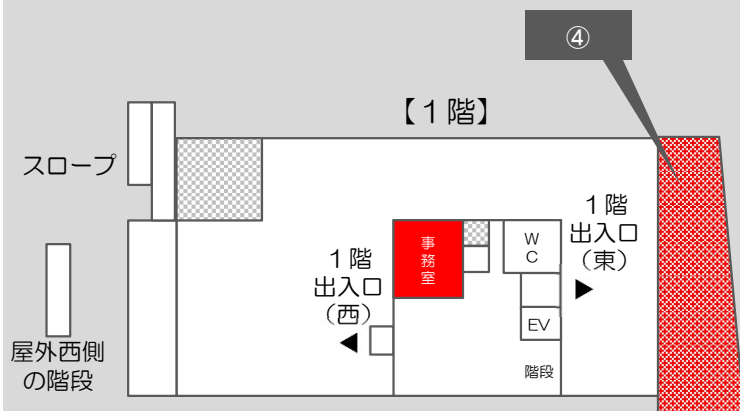
活動範囲

非活動範囲
(管理用施設)

2-2. 津波警報等または大津波警報が発令・・・1階

④屋外大階段へ移動(C)

- ・屋外大階段(東)下及び3階に必要事項を説明する看板を設置
- ・海の状況を確認



【告知の例】

- ※津波が防潮堤を越える可能性を感じた場合は「波が防潮堤を越えるおそれあり！屋上広場へ避難！」の旨大声で指示

活動範囲

非活動範囲
(管理用施設)

3. 自らの避難

⑤2階出入口(東)へ移動 ※BとCと合流

- ・2階出入口(東)に必要事項掲示、封鎖(施錠しない)されていることを確認
- ・2階出入口(西)に必要事項掲示、開放されていることを確認し、利用者を大船渡保育園へ誘導

⑥避難場所へ移動

- ・誘導完了後、職員Bは職員Aへ避難状況報告



【告知の例】

- ・●●発令！大船渡保育園に避難します！
- ・職員の指示に従って、冷静に行動してください！
- ・歩いて避難します！車で避難しないでください！道路が渋滞し、避難の妨げになります！

活動範囲

非活動範囲
(管理用施設)

避難誘導路

出入口(西)が通れない場合

■津波が防潮堤を越える可能性を感じた場合

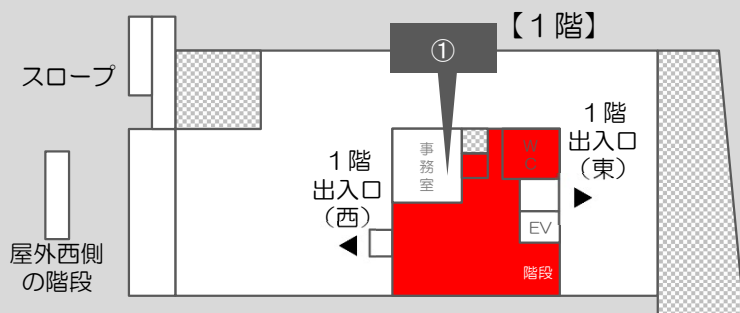
- ・「波が防潮堤を越えるおそれあり！屋上広場へ避難！」の旨大声で指示 → 屋上広場へ避難

2-2. 津波避難誘導＞職員D・E・F(貴重品・非常持出班)

1. 地震発生後(初動)・・・1階

- ①1階観光交流スペース(D)、女子トイレ・多目的トイレへ移動(E・F)
・職員Aからの指示で1階利用者の安否確認及び施設の安全確認
(確認後職員DはAへ報告)

【報告の例】
・2階利用者の安否確認及び施設の安全確認完了。異常はありません！

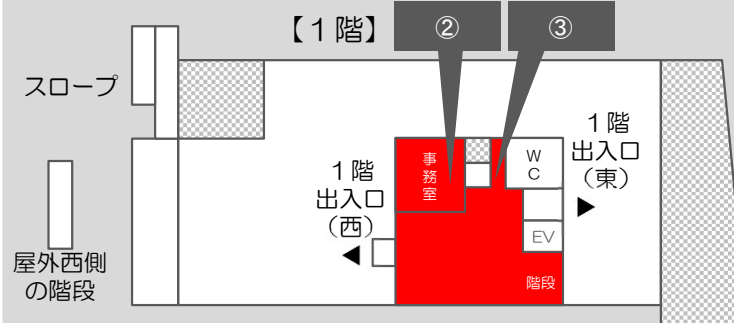


活動範囲
非活動範囲
(管理用施設)

2-1. 津波警報等または大津波警報が発令・・・1階

- ②1階事務室へ移動(D・E)
・職員Aからの指示で貴重品(D)及び非常持出袋(E)の確保
(確保後Aへ報告)
③1階観光交流スペースへ移動(F)
・1階出入口(西及び東)に必要な事項掲示、(東)封鎖(施錠しない)、
(西)開放し避難経路確保
※1階利用者へ冷静な対応をとるよう声掛けを行い避難誘導に備える。

【報告の例】
・貴重品(または非常持出袋)の確保完了！
・1階出入口への掲示及び手動切換え完了！
なお、東側は封鎖、西側は避難経路確保のため開放しました
【告知の例】
・職員の指示に従って冷静に行動してください。

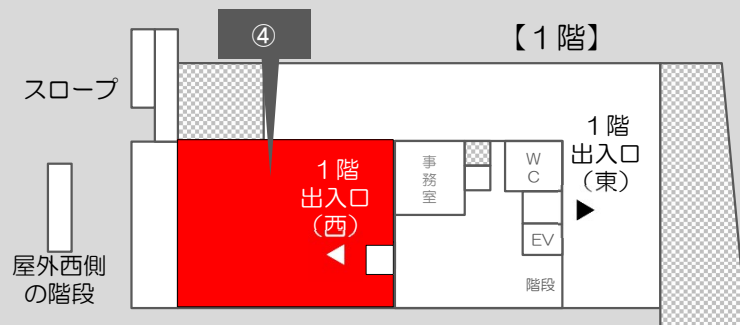


活動範囲
非活動範囲
(管理用施設)

2-2. 津波警報等または大津波警報が発令・・・1階

- ④1階ピロティ(西)へ移動
・1階利用者に「避難場所まで避難誘導すること」を告知、1階残留者無しの状態にする

【告知の例】
・●●発令！大船渡保育園に避難します！
・職員の指示に従って、冷静に行動してください！
・歩いて避難します！
車で避難しないでください！道路が渋滞し、避難の妨げになります！

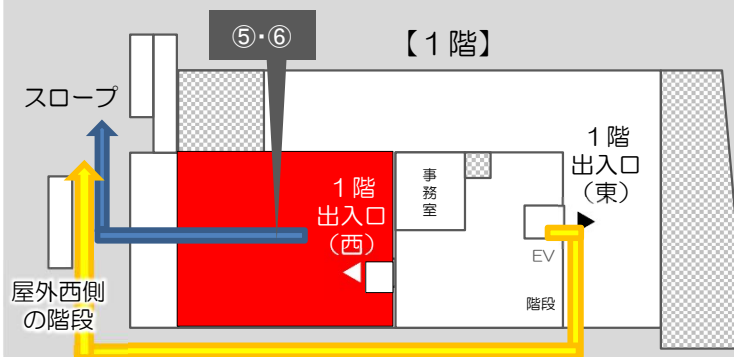


活動範囲
非活動範囲
(管理用施設)

3. 自らの避難

- ⑤避難場所へ避難誘導
・利用者を大船渡保育園へ誘導
⑥避難場所へ移動
・誘導完了後、職員Dは職員Aへ避難状況報告

【告知の例】
・●●発令！大船渡保育園に避難します！
・職員の指示に従って、冷静に行動してください！
・歩いて避難します！
車で避難しないでください！道路が渋滞し、避難の妨げになります！



活動範囲
非活動範囲
(管理用施設)

■職員Cから「屋上広場へ避難！」の旨指示があった場合

- ・避難経路(西)を通じて避難中の場合は、そのまま避難
・施設内にいる場合は、避難経路(西)を通じて避難するか、屋上広場へ避難するか、自ら判断
※出入口(西)からの避難が不可の場合は、出入口(東)を通じて避難する。

2-2. 津波避難誘導＞職員G(災害対策本部副隊長)

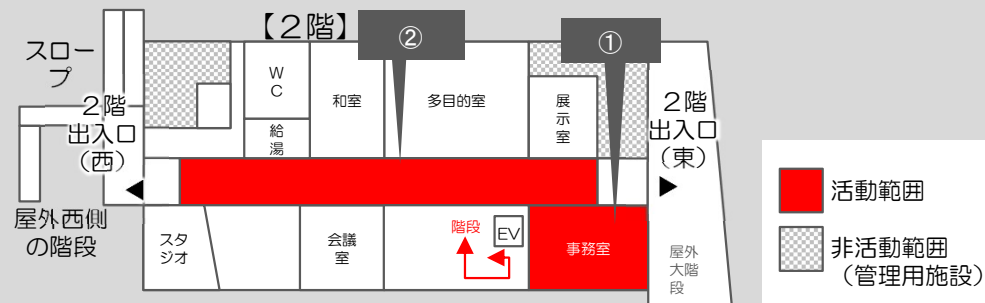
1. 地震発生後(初動)・・・2階

①2階事務室

- ・職員の安全確認
- ・職員HIに3階以上の利用者の安否確認及び施設の安全確認
- ・職員I～MIに2階利用者の安否確認及び施設の安全確認を指示
- ・防災無線、テレビ、ラジオ、スマートフォンによる情報収集

②2階コラボストリートへ移動

- ・職員H・I・Kから2階及び3階以上の利用者の安否確認及び施設の安全確認等報告待ち(報告後、屋内階段の安全を確認し、職員Aへ報告)



【初動の指示】

- ・職員は、2階利用者の安否確認と施設の安全確認をお願いします！

【報告の例】

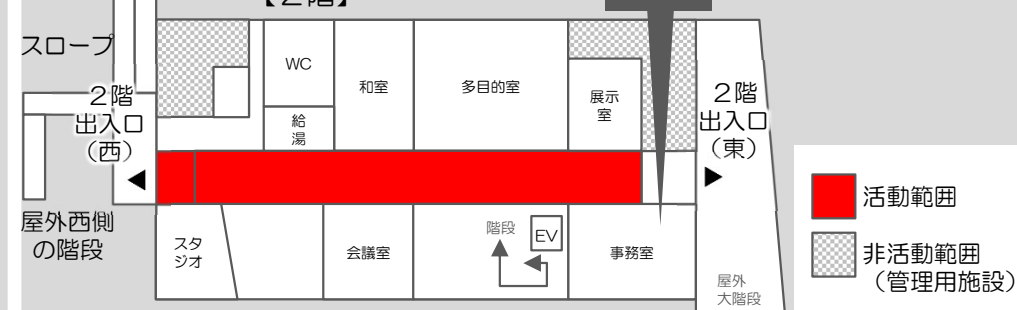
- ・2階及び3階以上の利用者の安否確認及び施設の安全確認完了。異常はありません！

2-1. 津波警報等または大津波警報が発令・・・2階

③2階コラボストリート

- ・職員I・Jに2階出入口の必要事項の掲示と手動切換えによる避難経路の確保を指示
- ・職員K～MIに貴重品確保の指示
- ・職員Iから避難経路確保、Kから貴重品等確保の報告待ち
- ・屋内階段の安全が確認された場合、または、2階出入口からの避難が困難な場合は、1階出入口からの避難誘導を指示。

【2階】



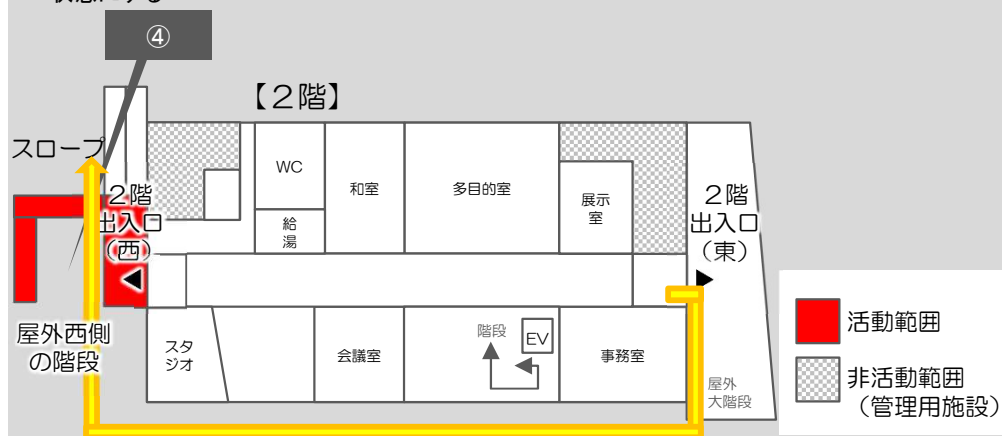
【初動の指示】

- ・●●発令！速やかに利用者を1階屋外階段(西)下へ誘導し、避難を呼びかけてください。
- ・非常持出袋と貴重品を確保してください。
- ・2階出入口に必要事項の掲示と手動へ切換えをしてください。

2-2. 津波警報等または大津波警報が発令・・・2階

④1階屋外階段(西)下へ移動

- ・2階利用者に「避難場所まで避難誘導すること」を告知、2階残留者無しの状態にする



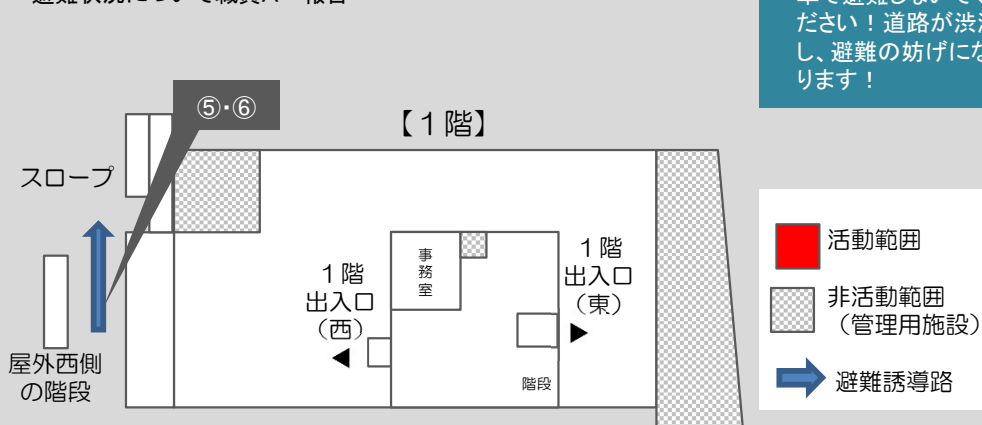
3. 自らの避難

⑤避難場所へ避難誘導

- ・利用者を大船渡保育園へ誘導

⑥避難場所へ移動

- ・誘導完了後、職員I・Kからの避難状況報告待ち
- ・避難状況について職員Aへ報告



【告知の例】

- ・●●発令！大船渡保育園に避難します！
- ・職員の指示に従って、冷静に行動してください！
- ・歩いて避難します！車で避難しないでください！道路が渋滞し、避難の妨げになります！

■職員Cから「屋上広場へ避難！」の旨指示があった場合

- ・避難経路(西)を通じて避難中の場合は、そのまま避難
- ・施設内にいる場合は、避難経路(西)を通じて避難するか、屋上広場へ避難するか、自ら判断 ※出入口(西)からの避難が不可の場合は、出入口(東)を通じて避難する。

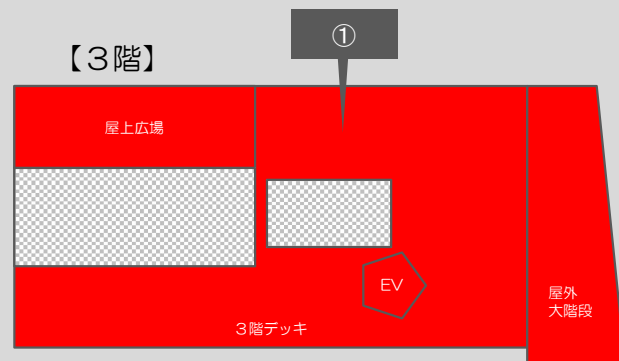
1. 地震発生後(初動)・・・1階

①屋外大階段へ移動

- ・職員Gからの指示で3階以上の屋外利用者の安否確認及び施設の安全確認
- ・3階以上の屋外利用者に「1階観光交流スペースで待機」の旨伝え、3階以上残留者無しの状態にする(確認後Gへ報告)

【報告の例】

・3階以上の利用者の安否確認及び施設の安全確認完了。
異常はありません！

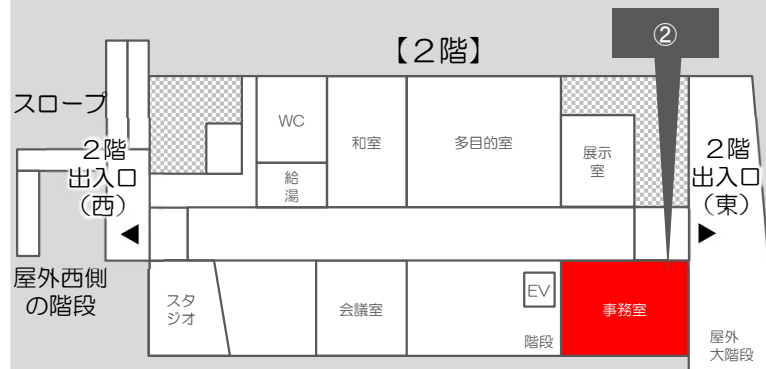


■ 活動範囲
■ 非活動範囲 (管理用施設)

2-1. 津波警報等または大津波警報が発令・・・2階

②2階事務室へ移動

- ・貴重品(マスターキー2)の確保



■ 活動範囲
■ 非活動範囲 (管理用施設)

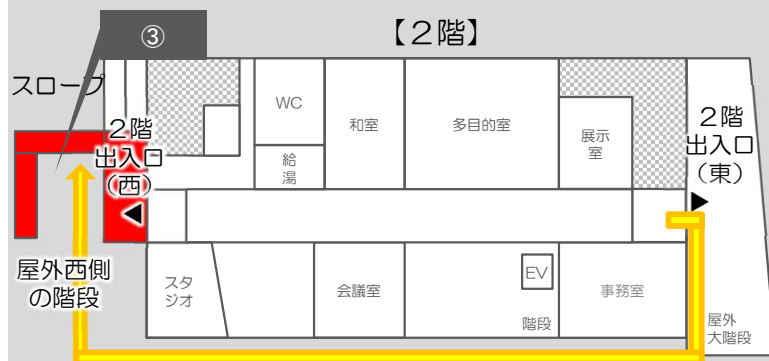
2-2. 津波警報等または大津波警報が発令・・・2階

③1階屋外階段(西)下へ移動

- ・2階利用者に「避難場所まで避難誘導すること」を告知、1階屋外階段(西)に誘導する

【告知の例】

・地震発生！情報収集集中！
・今後の津波情報等に注意してください！
・ケガをした場合は職員に申し出てください！



■ 活動範囲
■ 非活動範囲 (管理用施設)

3. 自らの避難

④避難場所へ避難誘導

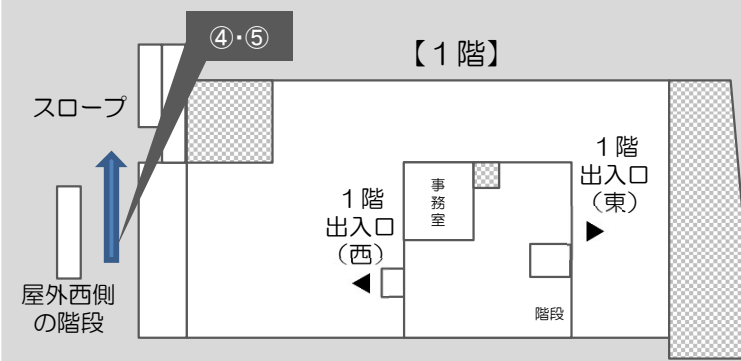
- ・利用者を大船渡保育園へ誘導

⑤避難場所へ移動

- ・誘導完了後、職員Aへ報告

【告知の例】

・●●発令！大船渡保育園に避難します！
・職員の指示に従って、冷静に行動してください！
・歩いて避難します！
・車で避難しないでください！道路が渋滞し、避難の妨げになります！



■ 活動範囲
■ 非活動範囲 (管理用施設)
➡ 避難誘導路

■職員Cから「屋上広場へ避難！」の旨指示があった場合

- ・避難経路(西)を通じて避難中の場合は、そのまま避難
- ・施設内にいる場合は、避難経路(西)を通じて避難するか、屋上広場へ避難するか、自ら判断

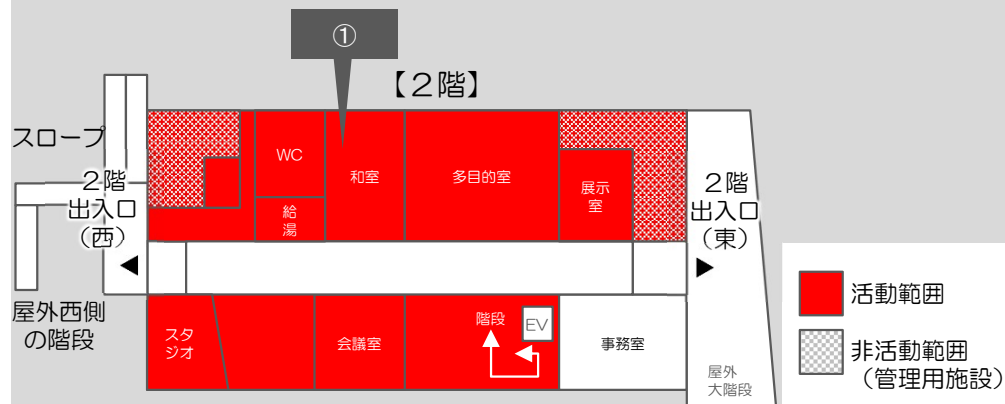
※出入口(西)からの避難が不可の場合は、出入口(東)を通じて避難する。

2-2. 津波避難誘導＞職員I・J(避難誘導班・避難経路確保班)

1. 地震発生後(初動)・・・2階

①2階各施設・トイレへ移動(清掃員控室含む)

- ・職員Gからの指示で職員K～Mと2階利用者の安否確認及び施設の安全確認(確認後職員IはGへ報告)



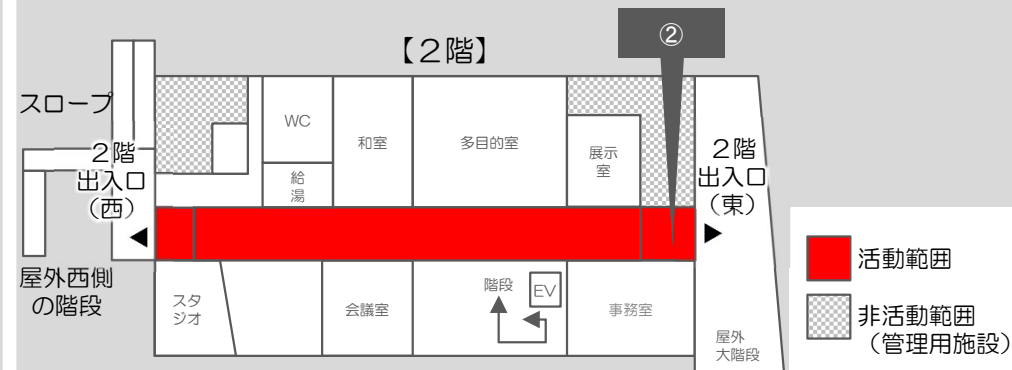
【報告の例】

- ・2階利用者の安否確認及び施設の安全確認完了。異常はありません！

2-1. 津波警報等または大津波警報が発令・・・2階

②2階コラボストリートへ移動

- ・2階出入口(西及び東)に必要事項掲示、(東)封鎖(施錠しない)、(西)開放し避難経路確保



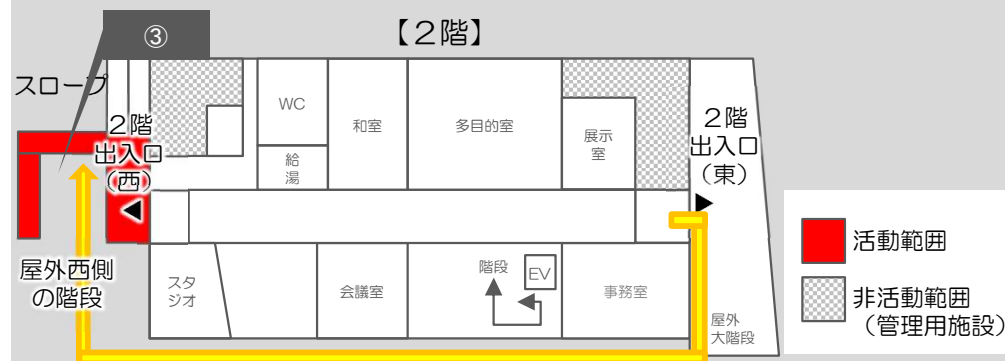
【報告の例】

- ・2階出入口への掲示及び手動切換え完了！
- ・なお、東側は封鎖、西側は避難経路確保のため開放しました

2-2. 津波警報等または大津波警報が発令・・・2階

③1階屋外階段(西)下へ移動

- ・2階利用者に「避難場所まで避難誘導すること」を告知、1階屋外階段(西)に誘導する



【告知の例】

- ・地震発生！情報収集中！
- ・今後の津波情報等に注意してください！
- ・ケガをした場合は職員に申し出てください！

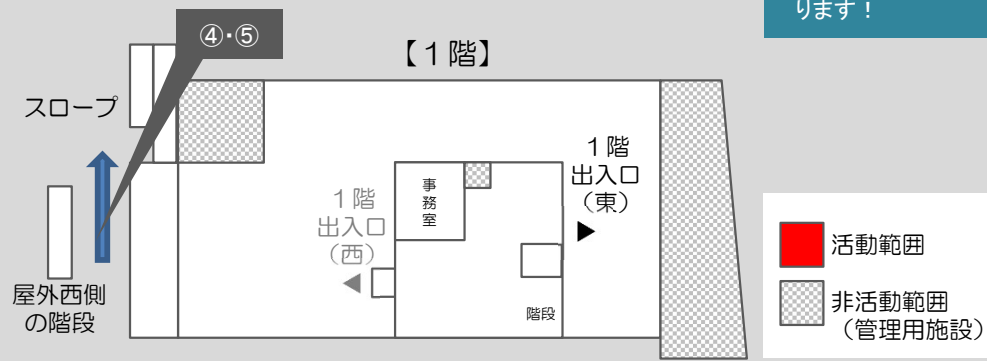
3. 自らの避難

④避難場所へ避難誘導

- ・利用者を大船渡保育園へ誘導

⑤避難場所へ移動

- ・誘導完了後、職員Iは職員Gへ避難状況報告



【告知の例】

- ・●●発令！大船渡保育園に避難します！
- ・職員の指示に従って、冷静に行動してください！
- ・歩いて避難します！車で避難しないでください！道路が渋滞し、避難の妨げになります！

■職員Cから「屋上広場へ避難！」の旨指示があった場合

- ・避難経路(西)を通じて避難中の場合は、そのまま避難
- ・施設内にいる場合は、避難経路(西)を通じて避難するか、屋上広場へ避難するか、自ら判断

※出入口(西)からの避難が不可の場合は、出入口(東)を通じて避難する。

2-2. 津波避難誘導＞職員K・L・M(避難誘導班・貴重品確保班)

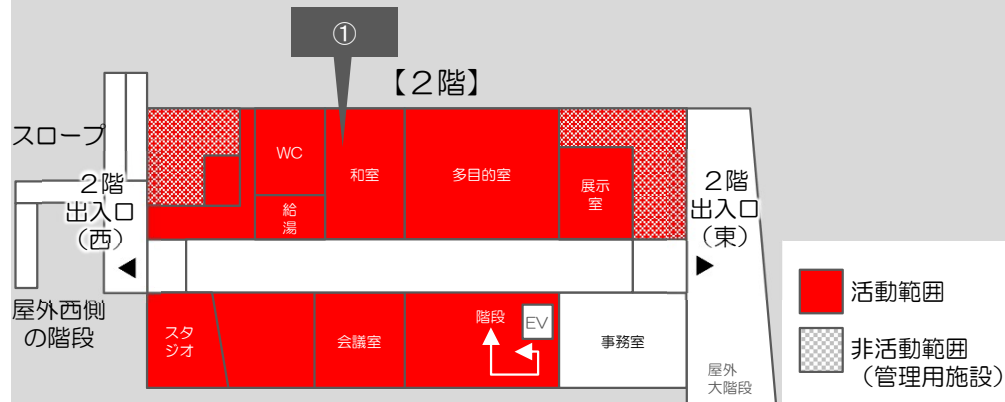
1. 地震発生後(初動)・・・2階

①2階各施設へ移動(2階出入口周辺含む)

- ・職員Gからの指示で職員I・Jと2階利用者の安否確認及び施設の破損等の安全確認(確認後職員KはGへ報告)

【報告の例】

- ・2階利用者の安否確認及び施設の安全確認完了。異常はありません！



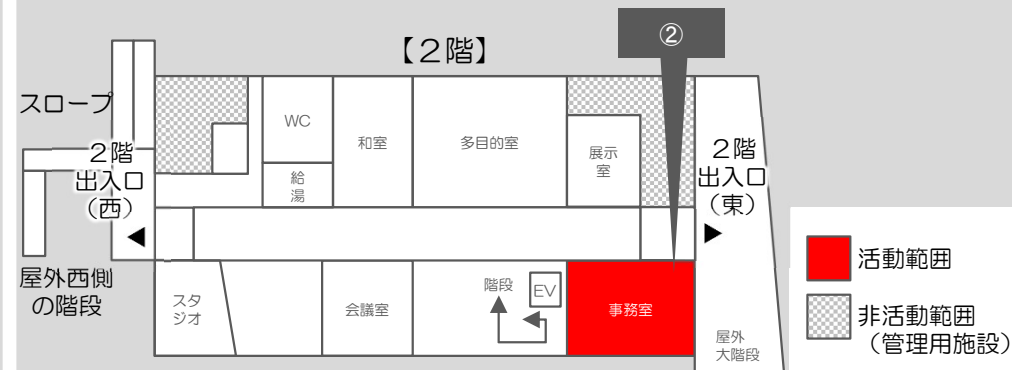
2-1. 津波警報等または大津波警報が発令・・・1階

②2階事務室へ移動

- ・職員Gからの指示で貴重品等の確保(確保後Gへ報告)

【告知の例】

- ・地震発生！情報収集中！
- ・今後の津波情報等に注意してください！
- ・ケガをした場合は職員に申し出てください！



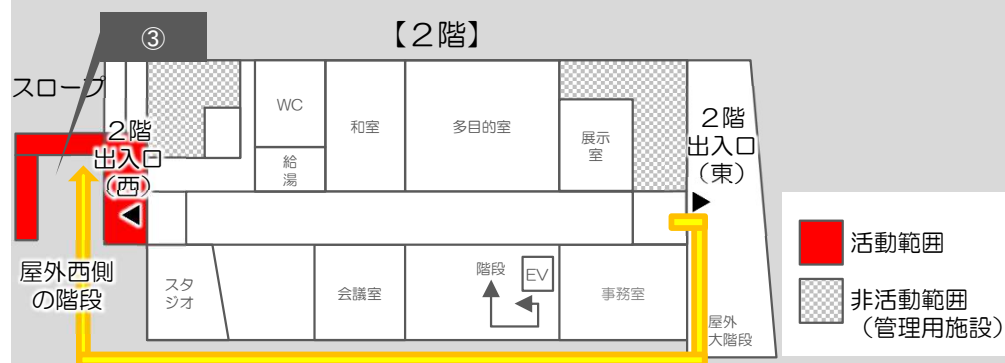
2-2. 津波警報等または大津波警報が発令・・・2階

③1階屋外階段(西)下へ移動

- ・2階利用者に「避難場所まで避難誘導すること」を告知、1階屋外階段(西)に誘導する

【告知の例】

- ・地震発生！情報収集中！
- ・今後の津波情報等に注意してください！
- ・ケガをした場合は職員に申し出てください！



3. 自らの避難

④避難場所へ避難誘導

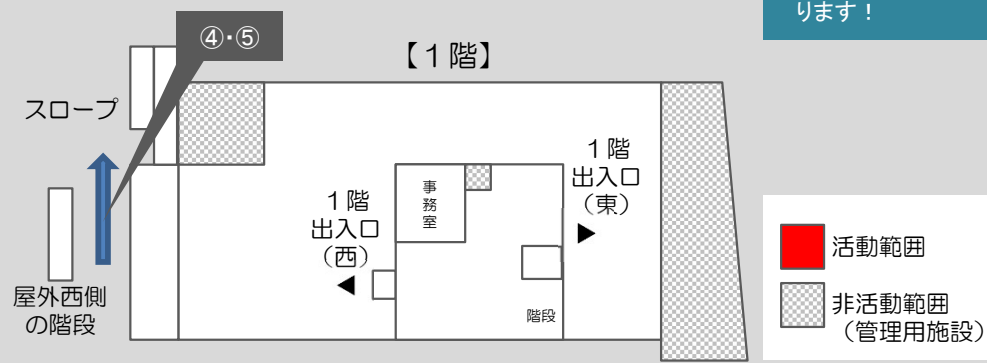
- ・利用者を大船渡保育園へ誘導

⑤避難場所へ移動

- ・誘導完了後、職員Iは職員Gへ避難状況報告

【告知の例】

- ・●●発令！大船渡保育園に避難します！
- ・職員の指示に従って、冷静に行動してください！
- ・歩いて避難します！車で避難しないでください！道路が渋滞し、避難の妨げになります！



■職員Cから「屋上広場へ避難！」の旨指示があった場合

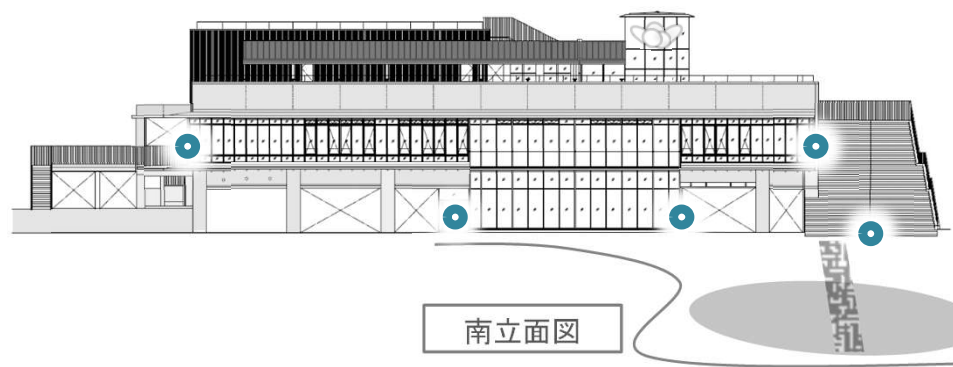
- ・避難経路(西)を通じて避難中の場合は、そのまま避難
- ・施設内にいる場合は、避難経路(西)を通じて避難するか、屋上広場へ避難するか、自ら判断

※出入口(西)からの避難が不可の場合は、出入口(東)を通じて避難する。

3. その他

(1) 避難終了後の施設の状態

・下図のとおり、「屋内に出入り可能な場所への掲示物」(○)を設置



【掲示物の記載例：津波警報等発令時】

- ・①津波注意報／②津波警報／③大津波警報が発令されました
(①A tsunami advisory／②A tsunami warning／③A major tsunami Warning was issued.)
(A tsunami advisory (warning) was issued.)
- ・館内封鎖中
(Closed.)
- ・避難経路
(Tsunami evacuation routes)
※図1を表記

【掲示物の記載例：平時の夜間】

- ・館内封鎖中
(Closed.)
- ・避難経路
(Tsunami evacuation routes)
※図1を表記

(2) 告知文例(避難誘導関係) ※訓練等を繰り返し、引き続き定型告知事項を整理し、ピクトグラムと組合せる等により円滑な津波避難誘導を行うこと。

津波警報等が発令

職員の指示に従って、冷静に行動してください
(Behave calmly and follow the instructions of the emergency staff members.)

大船渡保育園に避難します
(We must evacuate to Ofunato nursery school.)

①津波注意報／②津波警報／③大津波警報が発令されました
(①A tsunami advisory／②A tsunami warning／③A major tsunami Warning was issued.)

歩いて避難します、車で避難しないでください
(Leave your car and evacuate on foot.)

避難経路
(Tsunami evacuation routes)

その他

1階を封鎖します、各自で避難してください
(Close the ground floor. Please voluntarily evacuate.)

大船渡保育園
(Ofunato nursery school)

緊急地震速報
(Earthquake early warning)

非常用通信機器の設置場所
(Location of emergency communication equipment)